

三重県飲食店取引事業者等支援金及び酒類販売事業者等支援金支給業務
企画提案コンペに関する質問及び回答

Q1 本業務の名称は、三重県飲食店取引事業者等支援金及び酒類販売事業者等支援金支給業務とあります。酒類販売事業者は飲食店取引事業者に含まれるかと存じますが、なぜ明記をされたのでしょうか。

A 1 「飲食店取引事業者等支援金」と「酒類販売事業者等支援金」は別の制度であり、対象、支給要件、支給金額が異なります。

酒類販売事業者等支援金については、飲食店に対し酒類の提供停止を伴う時短営業や休業が要請されており、酒類の流通がストップするなど直接的な影響が大きいことを踏まえ、飲食店取引事業者等とは別の支援金を設定しました。

各制度の事業概要、支給金額、支給要件等については、以下のホームページをご覧ください。

「三重県飲食店取引事業者等支援金および三重県酒類販売事業者等支援金について（案内）」

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00005.htm

Q2 三重県飲食店取引事業者等支援金及び酒類販売事業者等支援金には、「等」という表現が両者にあります。想定されている対象をご教示ください。

A 2 それぞれの支援金の対象は次のとおりです。

「飲食店取引事業者等支援金」の対象

- ① 時短営業等の影響を受けている飲食店と直接かつ反復継続した取引のある事業者（飲食店取引事業者）
- ② タクシー事業者、自動車運転代行業者
- ③ 三重県の実施する協力金の対象とならないが、県の要請に応じている以下の事業者
 - ・カラオケ設置事業者（カラオケボックス等カラオケ店）
 - ・終日、酒類の提供を取りやめた飲食店事業者

「酒類販売事業者等支援金」の対象

三重県内に事業所を有する酒類販売事業者等
（酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者）

Q3 プレゼン(6/4)、契約、事業開始(6/8)と中1営業日しかないため、スケジュールがタイトであるかと存じます。申請受付要項等、事業概要が分かるものがあればご提供いただけまででしょうか。ご準備段階でいらっしゃいましたら、情報をご提供いただくことは可能でしょうか。

A3 申請受付要項については、準備中ですのでお待ちください。(6月上旬に県ホームページに掲載予定) 事業概要、支給金額、支給要件等については、以下のホームページをご覧ください。

「三重県飲食店取引事業者等支援金および三重県酒類販売事業者等支援金について(案内)」

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00005.htm

Q4 支給対象件数は、中小法人等 2,740 者、個人事業者等 1,710 者と記載がありますが、申請件数見込をご教示ください。

A4 同数を見込んでいます。

Q5 1 者あたりの支援金額をご教示ください。

A5 それぞれの支援金の支援金額は次のとおりです。

「飲食店取引事業者等支援金」

令和3年4月と5月それぞれの月において、1事業者あたり以下の額を上限に売上減少額を支給します。

中小法人等 : 10万円 / 個人事業者等 : 5万円

「酒類販売事業者等支援金」

令和3年4月と5月それぞれの月において、1事業者あたり以下の額を上限に売上減少額を支給します。

中小法人等 : 20万円 / 個人事業者等 : 10万円